

ケアホームかざぐるま運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あらぐさ福祉会（以下「事業者」という。）が設置するケアホームかざぐるま（以下「事業所」という。）は、地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、共同生活援助事業を実施する。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。

また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定共同生活援助事業者等を紹介する等の措置を講ずるものとする。

4 事業実施に当たり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。

5 前4項のほか、京都府が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所が行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務）

サービス管理責任者は、共同生活援助の計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか共同生活援助の利用申込に係る調整及び従業者に対する技術指導を行い、他の事業所との連携及び調整等を行う。

(3) 世話人 2名（常勤兼務 1名 非常勤専任 1名）

(4) 生活支援員 4名（常勤兼務 1名 非常勤専任 3名）

2 従業者の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(事業所の名称等及び定員)

第4条 事業所の名称、所在地及び定員は別紙1のとおりとする。

(指定共同生活援助事業の内容)

第5条 事業所で行う指定共同生活援助事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
 - (2) 食事の提供
 - (3) 健康管理・金銭管理の援助
 - (4) 余暇活動の支援
 - (5) 職場等との連絡・調整
 - (6) 財産管理等の日常生活に必要な援助
 - (7) 入浴、排泄又は食事等の介護
 - (8) 緊急時の対応
- 2 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、適切な方法で説明を行うものとする。
- 3 サービス提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。
- 4 サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条 指定共同生活援助事業を提供した際には、支給決定障害者から市町村長が定める負担上限額の範囲において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費等及び特例介護給付費等の原則1割）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助事業を提供した際には、支給決定障害者から、介護給付費（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定共同生活援助事業において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、家賃、光熱水費、日用品費その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けるものとする。

家 賃	別紙1のとおり
光 熱 水 費	重要事項説明書による
食 材 料 費	重要事項説明書による
日 用 品 費	重要事項説明書による

- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(入居・退居に当たっての留意事項)

- 第7条 指定共同生活援助は共同生活住居への入居を必要とする障害者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 3 事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
 - 4 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 指定共同生活援助事業の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。
- 2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、協力医療機関である野々下医院への連絡を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第9条 非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

- 第10条 事業者において指定共同生活援助を提供する主たる対象の障害種類は、知的障害者とする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第12条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定共同生活援助事業に関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事業所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又は家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(手続規定の遵守)

第14条 入居又は退居に際しては、事業所の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下、「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載することとする。

- 2 前項に規定する受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
- 3 入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならないものとする。
- 4 利用者が偽りその他不正な行為によって障害福祉サービスの支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。
- 5 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

- 6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あらぐさ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

平成25年 7月21日改定

平成26年 3月23日改定

平成27年 5月24日改定

平成28年 3月27日改定

平成30年 5月27日改定

別紙 1

名 称	住 所	定員	家 賃
ケアホーム かざぐるま	京都府長岡京市 奥海印寺火ノ尾17-3	4人	月額 25,000円